

越知町雪害対策マニュアル〈令和6年4月作成 概要〉

1. 作成の背景

令和4年12月23日から24日にかけて高知県内を襲った記録的大雪により、越知町では、道路交通網及び電力の寸断、町民バス・ハイヤーの運休、住宅等の被害、孤立地域及び帰宅困難者の発生、農業用施設及び農作物への被害等が発生し、約1週間にわたり住民生活に大きな混乱をもたらした。

越知町では、一日も早い復旧に向け、道路の除雪、孤立地域の解消対策等を行ってきたが、従来の雪害対策では十分に対応できなかったことから、短期間に大量の降雪が見込まれる場合など、この大雪での反省を踏まえ、降雪等災害事象に応じた臨機応変な対応と、防災体制について明記した「越知町雪害対策マニュアル」を作成することとした。

2. マニュアルの性格

本マニュアルは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき作成された「越知町地域防災計画（一般対策編）」を補完するものであり、今後も実態に応じて随時見直しを行うものとする。

3. 高知県の取組状況

「高知県地域防災計画」には「雪害対策」の記載がないことから、配備体制基準やタイムラインは町独自の基準とする。

4. 主な内容

（1）雪害配備体制基準の設定

雪害時の配備体制について町独自の基準を作成。風水害時の配備基準とは異なり、第1配備体制から「危機管理課」「総務課」「保健福祉課」「建設課」を動員する。

また、第2配備では、「住民課」「教育委員会」を動員し、第3配備では「税務課」および「出納室」を除く部署を動員する。

（2）各課の主な所掌事務

雪害時における各課の主な所掌事務を明記。

特に「第2編 雪害一般対策編 第4章 大雪時における各種対策」に記載されている「避難行動要支援者対策」「帰宅困難者対策」「孤立予防対策」「救急医療対策」は重点的に行う。

（3）除雪対策に係る体制移行に応じた除排雪実施の流れ

雪害時における国県及び関係機関と連携した効率的な除排雪作業の基本指針を作成。

「除雪優先道路の設定」や「除雪実施方法」「除雪時における立ち往生車両・放置車両対策」について明記。